

国税庁が富裕層の資産・所得の捕捉を強化しており、最近、特に重点を置いているのが「海外に持つ資産の監視」です。

近年における個人投資家からの海外投資や企業における海外取引の増加、国外で設立した法人や各国の税制・租税条約の違いを利用して税負担を軽減する等の国際的な租税回避行為に対して、国際課税への取組を強化していくことを「国際戦略トータルプラン」として、平成28年10月に発表しており、その内容が下記の3つの観点で説明されています。

- (1) 情報リソースの充実(情報収集・活用の強化)
- (2) 調査マンパワーの充実(専門体制の整備・拡充)
- (3) グローバルネットワークの強化(外国当局との協調等)

今号におきましては、上記3つの内、主に(1)についてスポットをあてて解説いたします。主な取組内容は下記の通りです。

- ① 国外送金等調書の活用
- ② 国外財産調書の活用
- ③ 財産債務調書の活用
- ④ 租税条約等に基づく情報交換
- ⑤ CRS(共通報告基準)による金融口座情報の自動交換
- ⑥ 多国籍企業情報の報告制度の創設

いかがでしょうか。①②③については既にご存知の方も多いと思われそうですが、今号における解説の目玉は今年から具体的な運用が開始される⑤の仕組みです。以下①②については再確認程度に、⑤については少し詳しく重点的に解説いたします。

1. 国外送金等調書

金融機関は、「国外への送金及び国外から受領した送金」の金額が100万円を超えるものについて、送金者及び受金者の氏名、住所、個人番号・法人番号、取引金額、取引年月日、相手方の氏名住所等を記載した調書を、取引を行った翌月末までに、税務署に提出する必要があります。

この調書に基づいて税務署は「国外送金等に関するお尋ね」と記載された文書を納税者に送付し、何のための誰に対する送金か、逆に何のための誰からの受金か、取引内容を詳細に報告するよう協力要請してきます。このお尋ねに法的拘束力はありませんが、金額の大きな案件に対しては、税務署は執拗にアプローチしてきますし、税務調査につながるリスクもありますので、無下に無視をせず慎重に対応する必要があります(急に自宅に押し掛けてきた事例もあります)。

2. 国外財産調書制度

当レポートにても既に何度かご紹介しているお馴染みの制度ですが、その年の12月31日においてその価額の合計額が5,000万円を超える国外財産を保有する者は、その年の翌年の3月15日までに当該国外財産の種類、数量及び価額その他必要な事項を記載した「国外財産調書」を提出しなければなりません。

同調書の提出がない場合又は提出された同調書に記載のない国外財産に係る所得税の申告漏れが生じたときには、その国外財産に係る過少申告加算税等のペナルティーの税金が5%追加で加算される特例が設けられています。又加えて同制度は皆様もよくご存知の上述③の「財産債務調書」と違い、

期限内に提出しなかった場合又は虚偽の記載をした場合には、1年以下の懲役又は50万円以下の罰金という罰則規定が設けられています。

3. CRSによる金融口座情報の自動交換

「CRS(共通報告基準)」とは、経済協力開発機構(OECD)が、外国の金融機関の口座を通じた国際的な脱税及び租税回避に対処することを目的に策定した、各国税務当局が自国の金融機関から報告される非居住者(外国人)の金融口座情報を自動交換する国際基準の制度です。

〔自動交換される情報の内容〕

非居住者(外国人)の口座情報で、氏名、住所、外国の納税者番号、口座残高、有価証券の価額、利子・配当の年間受取総額等ですが、一定の保険契約やその解約(満期)返戻金等も含まれるようです。

〔いつから運用が開始されるのか〕

初回の情報交換は平成30年の9月30日に予定されており、平成29年末の口座残高、平成29年中の収益の額が報告対象となります。

〔日本との間で情報交換が予定されている国〕

詳細は省きますが、平成28年10月時点で101カ国が対象で、ヨーロッパやアジアの主要国はもちろん、オーストラリア・カナダ・ロシア等も対象国となっています。ただ、アメリカは非居住者の外国口座の情報を入手する独自の制度を運用しているため、同制度には参加していません。アメリカが新しいタックスヘイブンとなる、既に資金が移動しているとの情報もありますが、いずれ税務当局が何らかの対応を検討するものと思われます。

4. CRS導入後の注意事項

最近、1.で説明した「国外送金等に関するお尋ね」が増加しているようです。鳴り物入りで導入した2.の「国外財産調書」の提出が低調であることと無関係ではないという指摘もありますが、いずれにしてもCRSの導入は、国税側からすると「海外資産の把握」における伝家の宝刀となるでしょう。

皆様にご注意頂きたいのは、下記の点です。

・CRS参加国に金融資産をお持ちの場合は確実に情報を補足されますので、上記2.で説明した「国外財産調書」の提出要件を満たすかどうかの再確認が必要です。

・海外の金融機関を通じて得られる運用益等(利子、配当、売却益等)は原則、国内にて確定申告が必要となります(海外現地で徴収された税金は外国税額控除の手続きによって控除することが可能ですので、二重で課税されることにはなりません)。とりわけ海外口座から生じる「預金利子」は原則「総合課税」が適用されるため、税率の高い高額納税者にとっては利回りが目減りする点に留意が必要となります。

上述した通り、国外財産調書の未提出、記載漏れ等についてはペナルティーがありますし、国税当局が持つ情報と、調書の提出状況、申告内容に差異がある場合には、税務調査の対象となる可能性も高くなりますので、対象資産をお持ちの方はくれぐれもご注意ください。